

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日からA県A市所在のB学園に自動車運転手として勤務していたが、同年○月○日、同社内車庫において、マイクロバスを清掃するため台椅子に上がって窓を拭いていたところ、バランスを失って転落し、左手を地面についたため負傷した。

請求人は、当日Cクリニックに受診し「左橈骨遠位端骨折」と診断され、翌日にはD病院に転医して「左橈骨尺骨遠位部骨折」と診断され、同月○日から入院加療した。請求人は、平成○年○月以降、E病院及びF病院に転医して療養を継続していた。なお、F病院では「左外傷性肩関節周囲炎、左胸部打撲傷」と診断されている。

請求人は、平成○年○月以降も休業したとして、監督署長に対し、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は同年○月○日をもって治癒しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が平成○年○月○日に治癒したものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、受傷部位には痛みが残存しており、また左肩についても、E病院にて「左肩関節挫傷」と診断されているとおり、痛みがあるとして、治癒の判断を取り消すべき旨主張する。

当審査会においては、請求人の主張を踏まえ、請求人の左橈骨尺骨遠位部骨折並びに左外傷性肩関節周囲炎等に関する治療の経緯と医師が治癒と判断した経過について、関係する医証をもとに慎重に検討した。すると、まず、G医師は、平成○年○月○日付け症状等の照会に関する回報（第1回）において、左手関節痛と左肩関節痛の症状について、治癒の時期を受傷後1年程度（平成○年○月○日頃）と記載するも、平成○年○月○日付け症状等の照会に関する回報（第2回）においては、手関節痛、背屈制限について、抜釘後半年（平成○年○月末）で行う予定とし、さらに、平成○年○月○日受付の意見書においては、要旨、「治癒が見込まれる時期は不明」としていることが認められる。もっとも、G医師の同意見書によると、今後の治療予定について、リハビリ加療のみであり、それも（平成○年）○月末までを予定していると記載している。一方、請求人の転医先であるE病院のH医師とF病院のI医師は、それぞれ平成○年○月○日付け意見書と平成○年○月○日付け意見書において、転医後間もないことを理由に治癒の見込みは判断できないとしていることが認められる。そして、これらの医証を踏まえ、J医師は、平成○年○月○日付け意見書において、左橈骨尺骨遠位端骨折につい

ては、要旨、骨癒合は良好であり、抜釘以後6か月以上を経過していることから、治ゆの時期を迎えていると判断できるとし、左外傷性肩関節周囲炎についても、その原因は一部の炎症によるものと判断され、受傷から1年以上経過していることに加え、手術治療などの適応にはないことが示唆されるとし、結論において、平成○年○月末日をもって症状固定であるとの意見を述べている。

以上のとおり、受傷時より請求人を治療してきたG医師は、2度にわたり治ゆの判断時期を延ばし、慎重に治療を進めてきたことがうかがえるも、平成○年○月末にはリハビリ加療も終了すると判断しているところであり、J医師も骨癒合は良好であり、左肩の状態を含めても同日をもって治ゆ（症状固定）であると判断している。請求人は、転医先であるE病院の医師らの見解がG医師の見解と異なる旨を主張するが、H医師もI医師も治療を始めたところであるため治ゆの判断はできないとの意見を述べるにとどまるものであり、治ゆの判断時期についてG医師と異なる意見を述べているとは判断できない。

当審査会においては、請求人の傷病の状態と治ゆに係る医師らの見解に照らして、請求人の左橈骨尺骨遠位部骨折及び左外傷性肩関節周囲炎等については、平成○年○月末日をもって治ゆ（症状固定）しているとの判断は妥当であると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成○年○月○日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。